

全国統一要求（抜粋）

- 1. 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現
- 2. 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に
- 3. 過積載復活させるな



発行所
全日本建設交運一般労働組合
東京都新宿区百人町 4-7-2
電話 03(3360)8021
毎月25日発行
1部 50円

建設産別対策委員会 第41次ゼネコン要請

各社回答

使用促進措置の指導徹底を 建設発生土土の対策強化を

全国ダンプ

建設産別対策委員会は11月7日（木）～8日（金）、第41次ゼネコン本社要請行動を実施しました。今回は、「安藤ハザマ、竹中土木、西松建設、飛鳥建設、鉄建建設、鴻池組、銭高組、戸田建設」の計8社です。『国民の安全・安心を確保し、働きがいのある建設産業をめざして』と題し、各業種部

建設産別対策委員会の第41次ゼネコン本社要請行動には、全国ダンプ部会から昆副部長、廣瀬事務局長、武田全国幹事、森谷顧問が参加しました。「12条団体等の使用促進措置」について各社は、「地域性や発注者の意向を踏まえ、総合的・合理的に判断し、作業所長が対応している」との回答が大半でした。

交労組合員の使用促進措置を徹底と合わせて、適正単価の支払いを求めました。銭高組は「12条団体を使用促進するよう指導している」、西松建設及び安藤ハザマは「発注者の仕様書を遵守し、関係職員に徹底する」と回答しました。

全国ダンプ部会は、毎年要請アンケートの集約活動に取り組み、結果はダンプの就業実態等について一覧表・グラフ化にして、全国ダンプキャラバン行動など発注者・元請及び業界への要請行動に活かしています。

国交省は、今年の通常国会で新担い手三法を改正しました。一番注目されているのは、建設業法19条3にもとづいて実施される「標準労務費の設定」です。適正な賃金・単価が労働者や個人事業主にも支払われるよう現場の実態を把握し、賃金・単価を買い叩く事業者へのペナルティを科すとしています。



ダンプの単価改善、使用促進措置の徹底を求めました。（11月8日東京・鴻池組）



各現場での労災保険の加入促進、建退共証紙の貼付などを求めました（11月7日東京・銭高組）

新規入場者アンケートで加入の有無を確認し、未加入者は現場へ入場させない企業もありました。「建退共証紙の貼付徹底」については、ダンプについても下請からの請求に基づいて支給しているとの回答が大半でした。

ダンブの単価叩きについても元下業者の指導対象となるよう迫ることが求められています。その為には実態を社会的に告発することが大切です。ダンブ労働者の待遇改善を図る上でもアンケート活動に各支部・全組合員が参加し、未組織の仲間にも協力を呼びかけましょう。

安心して働ける業界へ 単価たたきをなくそう

全国ダンプ ダンプの働き方・契約 国交省本省と懇談実施

全国ダンプ部会は、今年の通常国会で改正された「新担い手三法」（建設業法・入契法・品確法）の中心となる、業法19条3（原価割れ禁止）にもとづく「標準労務費の設定」（賃金の行き渡り）について、国交省本省と今年2度目の懇談を11月22日（金）に実施しました。

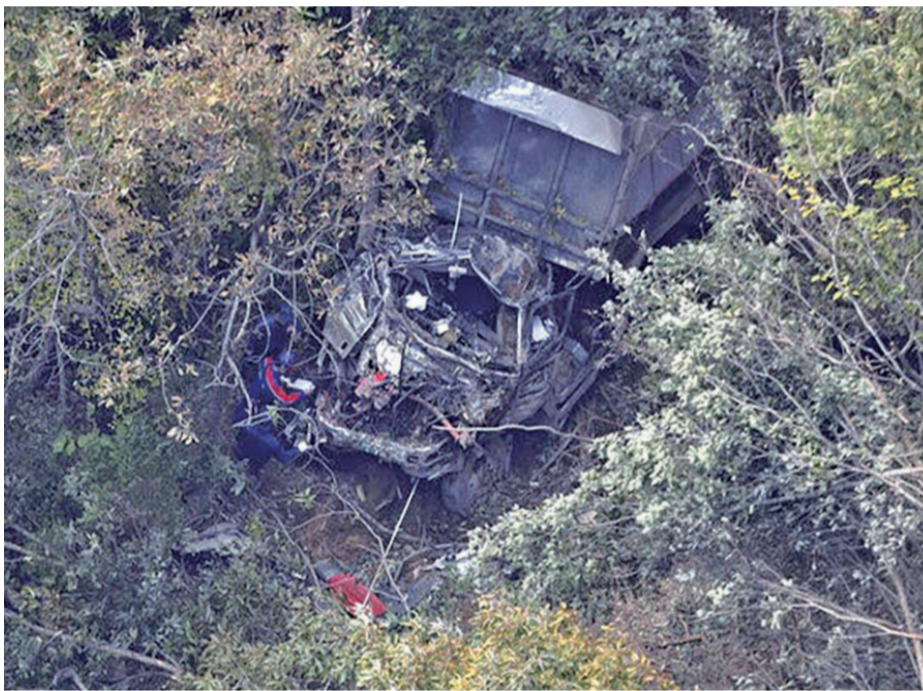
石井課長補佐が出席しました。冒頭に廣瀬事務局長が、「ダンプ規制法登録台数、猿投ダンプ事故、ダンプ規制法の制定、ダンプのアンケート結果」などの資料を示しながら、代車制度及び就労形態や業種について説明をおこないました。各幹事からは、組合員が実際に使用したダンプの請求書を明示し、「基本は口頭契約で就労している」「就労前に単価を自ら決められない」など、重層構造で苦しめられている組合員の実態を話しました。その後、国交省からの質疑

を受け、各自が応答しました。本省からは「商慣習的なものを変えていくつもり」「労務費は、本来は業者間の受注競争に使われるものではないと考えている」「標準労務費の設定は、設計労務単価と公的な歩掛かりを検討しています」

等々の考え方が示されました。改めて部会から「ダンプの労務費部分だけでも受注者を指導したりするのですか？」との質問には、「（ダンプのよ）うな働き方」影響を及ぼすようには考えています」「建設業法の枠から外れる場合はクリアしなければ課題がある」という表現で担当者からの明確な回答は有りませんでした。国交省・中央建設審議会は「労務費の基準に関するワーキンググループ」を設置し、来年12月まで議論し、策定を終える予定です。



ダンプの就労状況や単価の実態を伝え、国交省と懇談しました。（11月22日東京・国土交通省）



事故現場で転落したダンプの様子（11月12日広島県内）

11月12日、広島県において4名が死傷するダンプカーに

広島県内 ダンプによる死傷事故発生 違法運行の常態化が原因か

よる重大事故が発生しました。ダンプカーは長い下り坂を

走行しカーブに進入しましたが、左カーブを曲がり切れずに対向車線へはみ出し、乗用車と衝突し、そのまま2台とも橋から落下したという事故です。乗用車側のドライバーレコーダーには左側の車輪が浮いた状態で横転しそうになりながらぶつかってくる様子が記録されていました。制限速度30キロで道は乾いていました。現場にはスリップ痕が残っていることから、速度超過でカーブに進入した可能性がります。また、土砂の運搬中でしたが、橋から落下した際に散乱し、積載量は不明です。広島ダンプ支部の組合員からの情報では、荷主は常態的に過積載での搬出を行っている業者で、事故当時も過積載をしていた可能性が有ります。なお、ダンプ運転手（男59歳）は12月2日に危険運転致死の容疑で逮捕されました。



組合員の単価実態を伝え、具体的な改善策の実施を求めました。（11月25日埼玉・関東地整）

関東ダンプ 過積載・低単価をなくせ 建設発生土対策の強化を

関東ダンプ協議会は11月25日（月）、国交省関東地整に対して「単価改善、使用促進措置、過積載根絶、建設発生土対策の強化」等を求める要請行動を実施し、「栃木、埼玉、千葉、神奈川」の各支部の代表者が参加しました。『単価問題』では、「（標準賃金の支払いを求める通達）には拘束力はないが、元請等との交渉時に根拠として使用することは問題ない」と地整の担当者は話しました。組合側は、「現場では標準賃金の2〜3割しかもらえていない。単価叩きが過積載などの違法行為につながっている。今回の業法改正では低い

単価を指導すると言う考えが良いのか」と問いました。これについて「標準労務費は来年までに設定されます。各現場での実態調査もおこなわれ、元請・下請の各事業者にも法改正の主旨を伝える。その流れの中で、ダンプの一人親方について適正な単価が支払われていないと伝え、改善へ進めば良いと思っています」との回答に止まりました。『建設発生土対策（ストックヤード問題）』については、埼玉県内と千葉県内のストックヤードの実態を紹介し、依然としてデカ箱ダンプが再搬出を行っており、早急に事業者への指導を求めました。